

よこはま都市消防



記事

- **事務局だより**
 - ・会長あいさつ（平成 25 年度の事業推進にあたって）
 - ・平成 25 年度事業計画書
- **横浜消防トピック119**
 - ・「よこはま地震防災市民憲章」の制定について
- **防火防災協会からのお知らせ**
 - ・協会内の組織の名称を変更しました !! 他

ごあいさつ

＜平成 25 年度の事業推進にあたって＞

公益社団法人横浜市防火防災協会

会長 石井 忠



市民の皆様、会員の皆様 ますます御清祥のこととお喜びを申し上げます。

当協会の平成 25 年度の事業推進にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

市民の皆様、会員の皆様には、日頃から当協会の事業運営並びに事業推進に御理解と御協力をいただき、改めまして御礼を申し上げます。

当協会は、昨年 4 月に公益社団法人として新たにスタートして 1 年が経過いたしました。平成 24 年度においては、防火・防災に関する研修会、講演会及び消防関係法令等に基づく各種資格取得講習並びに応急手当普及啓発に係る講習等の開催や各種防災コンサルティング業務の受託等、従前からの事業推進と併せ、限られた予算の中で今まで以上に効率的かつ効果的に各事業が推進できるよう、昨年 9 月に「自立運営強化 3 ヶ年計画」を策定し、これに基づく事業執行体制等の検証を進めてまいりました。

平成 25 年度においては、職員の横断的な能力の発揮や講師の内製化等、人材の活用を図りながら各種事業を推進するとともに、事務の効率化等につきましても、積極的に取り組んでまいります。市民の皆様、会員の皆様におかれましても、研修会、講演会等、当協会の各種事業にも積極的に御参加いただきますよう、お願いを申し上げます。また、当協会の事業を効率的かつ効果的に推進していくためには、より多くの会員の皆様による下支えが必要不可欠であることは言うまでもありません。当協会の理念を御理解いただき、多くの市民の皆様にも御入会いただきますよう、切にお願い申し上げます。

結びになりますが、横浜市の安全と安心の更なる向上と市民の皆様、会員の皆様の御活躍と御発展を祈念申し上げ、平成 25 年度の事業推進にあたっての御挨拶とさせていただきます。

1 事業方針

平成25年度につきましても、①防災講演会・防災セミナーの開催、防災広報誌の発行等による防災意識・知識の普及啓発事業、②防火管理・防災管理関係講習、自衛消防業務講習、応急手当普及啓発関係講習等（横浜市消防局受託事業）、防災管理点検資格者講習及び防火対象物点検資格者講習（財団法人日本消防設備安全センター受託事業）、危険物取扱者受験準備講習（社団法人神奈川県危険物安全協会連合会共催事業）としての講習事業、③事業所等における防火・防災業務の支援、事業所・地域等の防災力向上のための講習会等の防災コンサルティング事業を中心に事業を推進してまいります。

併せて、平成23年度までの恒常的かつ大幅な資金収支赤字体質からの脱却を図るために、各事業がより効率的かつ効果的に推進できるよう、平成24年9月に策定した「自立運営強化3ヶ年計画大綱」に基づき、組織や職員の職制の名称変更及び細分化による職員の横断的な能力の発揮や講師の内製化、職員雇用形態の多様化及び給与の適正化等による人材の活用を進めてまいります。

2 事業内容

(1) 公益目的事業（防火防災管理事業）

ア 防火・防災に関する調査研究事業（定款第4条第1項第1号）

防火・防災に関する調査、情報収集等を行い、その結果を市民及び会員事業所に提供します。

イ 防災思想の普及及び防災に関する広報事業（定款第4条第1項第2号）

火災予防運動ポスターの作成・配付、防災広報誌（年4回発行）、ホームページ等による防災情報の提供等を通じて、市民及び会員事業所の防災意識の普及啓発及び防災対策の向上促進を図ります。

ウ 防災に関する研修会及び講演会事業（定款第4条第1項第3号）

（ア）防災研究機関等に出向して研修する会員等を対象とした防災視察研修会を開催して、会員等の防災知識の向上を図ります。

（イ）市民及び会員を対象に、防災研究者等の専門家による防災セミナー及び防災講演会を開催し、防災意識の高揚を図ります。

(ウ) 横浜市消防局及び同健康福祉局の後援を得て、市民及び社会福祉施設関係者を対象に防災安全研修会を開催するほか、各社会福祉施設等へ出向して同様の研修会を開催します。

区 分	回 数	対象数	会 場	対象者
実務者コース（半日）	年 4 回	各回 4 0 人対象	横浜市民 防災センター等	高齢者、身障者等社会福祉 施設運営者、実務担当者
管理者コース（半日）	年 4 回	各回 4 0 人対象		

エ 防災広報誌及び防災図書等発行事業（定款第4条第1項第4号）

(ア) 防災広報誌「よこはま都市消防」の発行

会員事業所の他、市民、防災関係者等に防災に関する情報を提供します。

発行回数	発行部数	備 考
年 4 回	各回 約 6, 0 0 0 部	A 4 版 1 6 頁程度

(イ) 防災図書の発行・販売

名 称	数 量
消防関係法令集	1 2 0 部（限定販売） 合計 1 0 0 部
建築消防アドバイス	
大規模地震対策消防計画作成マニュアル	
大規模地震対応消防計画作成例 （工場、病院、学校、共同防火管理対象、小規模対象）	
自衛消防訓練マニュアル	

オ 表彰事業（定款第4条第1項第5号）

地域防災等に功労のあった市民、会員等に対して、防災功労者表彰を実施します。

カ 講習事業（定款第4条第1項第6号、第7号）

（ア）防災管理関係

a 防災管理講習

防災管理が必要な事業所の従業者を対象に、防災管理者の資格等を付与する講習を開催します。

（横浜市消防局受託講習事業）

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
防災管理新規講習	4回	560人	横浜市研修センター等	甲種防火管理者が防災管理者の資格を取得するための講習
防災管理新規講習 ＋ 甲種防火管理新規講習	35回	4,900人		甲種防火管理者及び防災管理者の資格取得講習

b 自衛消防業務講習

自衛消防組織の統括管理者及び業務統括要員を対象に、自衛消防業務要員資格を付与する講習を実施します。

（横浜市消防局受託講習事業）

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
新規	33回	792人	横浜市消防訓練センター	消防法施行令に基づく自衛消防組織要員の資格取得講習
再講習	6回	144人		防災センター要員資格保有者に対する講習
追加	1回	50人		

（イ）防火管理関係

a 防火管理講習

防火管理者として選任予定等の者を対象に、防火管理者資格を付与・維持する講習を開催します。

（横浜市消防局受託講習事業）

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
甲種防火管理再講習	4回	560人	横浜市研修センター等	甲種防火管理者に対する消防法施行規則に基づく再講習
乙種防火管理講習	4回	560人		消防法施行令に基づく乙種防火管理者の資格取得講習

ｂ 防火対象物点検資格者講習

防火対象物点検を行う者を対象に、防火対象物点検資格を付与する講習を開催します。

(財団法人日本消防設備安全センター受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人員	開催場所	備 考
本講習	1 回	6 0 人	神奈川県立 かながわ労働プラザ等	点検資格者を養成する講習
再講習	2 回	1 4 0 人		本講習から 5 年以内の講習

ｃ 危険物取扱者受験準備講習

神奈川県知事が行う危険物取扱者試験の受験者を対象に、準備講習を開催します。

(社団法人神奈川県危険物安全協会連合会と共催)

開催回数	受講予定人数	開催場所
1 2 回	1, 2 0 0 人	神奈川県立かながわ労働プラザ等

(ウ) 応急手当普及啓発等関係 (定款第 4 条第 1 項第 7 号)

ａ 応急手当普及啓発講習

救命技術の普及啓発と救命率の向上を図るための講習を開催します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	種 別	開催回数	受講人員／回	合計人員	開催場所	受講対象者
定期救命 講 習	普通Ⅰ	1 0 0 回	3 0 ～ 5 0 人	4, 0 0 0 人	横浜市民 防災センター 等	市内居住、勤務、 就学者
	普通Ⅲ	1 2 回	1 5 人	1 8 0 人		
	上 級	6 0 回	3 0 ～ 5 0 人	2, 4 0 0 人		
応急手当 普及員 講 習	新 規	4 回	4 0 人	1 6 0 人		市内事業所 従業員等指導者
	再講習	4 回	8 0 人	3 2 0 人		

※講習時間：普通Ⅰ～3時間（半日）、上級～8時間（1日）、普及員～24時間（3日）

b 患者等搬送乗務員講習

寝たきり高齢者、身体障害者、傷病者等を搬送するベッド等を備え、当該寝たきり高齢者等を医療機関又は社会福祉施設等に搬送する専用車の乗務員を養成するための講習を開催します。

(横浜市からの受託講習)

講習区分	開催回数	受講予定人員	開催場所	受講対象者
本講習	2回	40人	横浜市 消防訓練センター	患者等搬送乗務員を養成する講習
再講習	3回	45人		本講習受講後、2年以内の従業者

(2) 収益目的事業

ア 防災コンサルティング事業等(定款第4条第1項第8号)

コンサルティング事業として、会員事業所等の消防計画・防災計画書、消防防災訓練計画書等の作成及び作成支援、防火防災管理点検等を実施します。

(ア) 防火対象物定期点検制度に基づく防火対象物点検

(イ) 防災管理点検制度に基づく防災管理点検

(ウ) 大規模地震対応消防計画の策定・支援

(エ) 防火防災消防計画作成、見直し講習会の実施

(オ) 社会福祉施設防災安全研修の充実・拡大と消防訓練の企画支援、指導等(市区町村社会福祉協議会、グループホーム連絡会等との連携・協働)

(カ) 自治会・町内会等の地域防災力の向上支援・指導事業

(キ) 危険物移動タンク貯蔵所の安全弁性能試験

(ク) その他防火防災に関する各種相談対応

イ 防災用品、防災グッズ等の開発・販売(定款第4条第1項第9号)

品名	数量	品名	数量
人工呼吸用マスク	100個	心肺蘇生音声拡声器	20個

ウ 経理事務受託事業(定款第4条第1項第10号)

受託している7地区火災予防協会等の経理事務を的確に処理していくとともに、未受託の地区火災予防協会及び自衛消防組織連絡協議会に対する受託の拡大を図ります。

(3) 法人の運営管理

ア 理事会・総会の開催（定款第3章、同5章）

定款に基づく理事会・定時総会等を開催し、協会の事業運営等を円滑に推進します。

(ア) 理事会 平成25年6月6日(木)、平成26年3月中旬開催のほか、自立運営強化3ヶ年計画を円滑に推進していくため、臨機に開催します。

(イ) 定時総会 平成25年6月27日(木)

イ 委員会の開催・運営（定款第41条）

自立運営強化3ヶ年計画を推進し、協会運営の適正化、健全化に係る重要案件が輻輳しているため、本来の意思決定機関である理事会での審議を優先し、平成25年度の委員会は原則設置せず、開催しないものとします。

ウ 消防操法技術訓練会・自衛消防隊の部後援

市内事業所自衛消防隊の消防技術向上を図るため開催される「横浜市消防操法技術訓練会(自衛消防隊の部)」を後援します。

エ その他の事業（定款第4条第1項第10号）

(ア) 事務・事業の効率化と経費節減の徹底

(イ) 執務環境の整備と職員の横断的能力発揮の推進

(ウ) 各区の火災予防協会等の経理・会計事務の受託拡大

オ その他

当協会が加入している協議会等の事業・行事に参加します。

(ア) 全国消防防災事業団体協議会関係

a 第19回総会 …………… 平成25年 6月【開催地】大阪市

b 第7回実務研究会 …………… 平成25年10月【開催地】京都市

(イ) 消防防災事業団体連絡協議会関係（財団法人日本消防設備安全センター所管）

a 事務局長会議 …………… 平成26年3月上旬【開催地】東京都内

b 運営委員会 …………… 平成26年3月中旬【開催地】 ”

(ウ) 神奈川県危険物安全協会連合会関係

a 理事会・総会・表彰式 …………… 平成25年6月12日【開催地】横浜市中区

b 理事会・表彰審査会 …………… 平成26年2月【開催地】 ”

c 理事会・通常総会・研修会 …………… 平成26年3月【開催地】 ”

(4) 平成25年度主要事業等の予定

別表「平成25年度公益社団法人横浜市防火防災協会・主要事業等予定表」のとおりです。

平成 25 年度公益社団法人横浜市防火防災協会

主要事業等予定表

区 分	主要事業・行事	その他の事業
4 月	・ 1 日 (月) 新採用職員辞令交付式～会長	・ 各事業開始 ・ 平成 24 年度事業報告書、決算書策定 ・ 防災広報誌 (よこはま都市消防) 発行
5 月	・ 中旬 決算監査 (監事 中、泉火協副会長) ・ 下旬 正副会長・専務理事会議	
6 月	・ 6 日 (木) 平成 25 年度第 1 回理事会 ・ 27 日 (木) 平成 25 年度定時総会	・ 12 日 (水) 神危連理事会・総会 ・ 下旬 全防協総会 (大阪市)
7 月		・ 防災広報誌 (よこはま都市消防) 発行
8 月	・ 6 日 (火) 平成 25 年度防災セミナー (横浜市開港記念会館)	
9 月		
10 月	・ 中旬 平成 25 年度防災講演会 ・ 下旬 自衛消防隊操法訓練会 (後援事業) ～会長	・ 火災予防運動ポスター配付 (会員等) ・ 中旬 全防協実務研究会 (京都市) ・ 防災広報誌 (よこはま都市消防) 発行
11 月	・ 中旬 平成 25 年度防災視察研修会	
12 月		
1 月	・ 中旬 講習関係競争入札準備 ・ 下旬 平成 26 年度講習関係競争入札	・ 防災広報誌 (よこはま都市消防) 発行
2 月	・ 下旬 正副会長・専務理事会議	・ 平成 26 年度事業計画書、予算書策定
3 月	・ 中旬 理事会	



「よこはま地震防災市民憲章」の制定について

横浜市では、東日本大震災からの教訓を基に、減災に向けて地震対策を抜本的に見直すこととし、震災対策条例の改正や防災計画の修正やアクションプランである地震防災戦略の策定等を行ってきました。

また、昨年6月から、市民の皆様による検討会を開催して、震災時における「自助・共助」の大切さを広めていくために市民憲章の検討を進めてまいりました。検討の過程では2回の市民意見募集を行うなど、多くの市民皆様のご意見を憲章に反映しました。

東日本大震災の記憶を風化させないため、地震発生からちょうど2年後の平成25年3月11日を制定日として「よこはま地震防災市民憲章」を制定しました。

今後は、憲章を市民の皆様の中に根付かせ育てるため、地域の訓練や防災教育の場などでとりあげていただくなど、啓発に努めてまいります。

1 制定の趣旨

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、日頃の備えや助け合いにより被害を減らすことはできます。この「減災」のためには、市民の皆様の自助・共助が欠かせません。そこで、減災に向けた自助・共助の大切さを共通認識として市民一人ひとりが持っていていただき、世代を超えて引き継がれて行くことを願い制定されました。

2 憲章の特徴

サブタイトルを「私たちの命は私たちが守る」とし、理念である憲章本文と、具体的な23の行動を示した行動指針の、2部構成となっています。

憲章本文は、自分に対する4つの問いかける形式とし、行動指針は、本文に呼応して、「備え」、「発災直後」、「避難生活」、「自助・共助の推進」の時系列でまとめた短文とすることで強く印象づけ、意識と行動が結びつくような作りとなっています。



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちで守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の
絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。
大地震はいつも突然やって来る。
今日かもしれないし、明日かもしれない。
だから、**私は自分に問いかける。**
地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。
また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。
私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。
だから、**私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。**

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、
みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。
だから、**私は自分に言い聞かせる。**
周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。
頼みの行政も被災する。
大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。
多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。
だから、**私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。**

平成 25 年 3 月 11 日制定

よこはま地震防災市民憲章【行動指針】

◆ 備え

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

◆ 発災直後

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

◆ 避難生活

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

◆ 自助・共助の推進

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。